

2024年4月22日 全7頁

米国大統領選挙と米銀資本規制強化の動向

前共和党政権下の規制緩和と現民主党政権下の規制強化（案）を比較

ニューヨークリサーチセンター 主任研究員 鈴木 利光

[要約]

- 2024年の一大イベントとして、米国大統領選挙が11月に控えている。
- この米国大統領選挙の結果が影響をもたらす分野の一つに、米国大手銀行に対する資本規制が挙げられる。
- 本稿では、米国大手銀行に対する資本規制について、前共和党政権下での規制緩和を受けた現行規制の内容を再確認するとともに、米国大統領選挙がその動向に与え得る影響を考察する。

1. 米国大統領選挙と米国大手銀行

2024年の一大イベントとして、米国大統領選挙が11月に控えている¹。

この米国大統領選挙の結果が影響をもたらす分野の一つに、米国大手銀行に対する資本規制が挙げられる。

連邦準備制度理事会（FRB）議長の Jerome H. Powell 氏は、2024年3月上旬に、米国議会下院金融サービス委員会及び米国議会上院銀行・住宅・都市問題委員会にてそれぞれヒアリングを受けている²。そこでの共和党議員の最大の関心事は、FRB・連邦預金保険公社（FDIC）・通貨監督庁（OCC）が共同で2023年7月に公表した、米国大手銀行に対する資本規制強化に係る公開草案³の影響であった。

本稿では、米国大手銀行に対する資本規制について、前共和党政権下での規制緩和を受けた現

¹ 米国大統領選挙と米国経済の関係については、[大和総研レポート「もしもトランプ/バイデンが勝利したら米国経済はどうか」](#)（矢作大祐、2024年3月21日）を参照されたい。

² それぞれ、以下のウェブサイト参照

■ 米国議会下院金融サービス委員会（2024年3月6日）
(<https://financialservices.house.gov/calendar/eventsingle.aspx?EventID=409159>)

■ 米国議会上院銀行・住宅・都市問題委員会（2024年3月7日）
(<https://www.banking.senate.gov/hearings/02/29/2024/the-semiannual-monetary-policy-report-to-the-congress>)

³ FRB ウェブサイト参照

(<https://www.federalreserve.gov/newsevents/pressreleases/bcreg20230727a.htm>)

行規制の内容を再確認するとともに、米国大統領選挙がその動向に与え得る影響を考察する。

2. 前共和党政権下での規制緩和を受けた現行規制の再確認

(1) 現行規制のベースは「当初のバーゼルⅢ」の米国内実施

2010年12月に合意された、「国際的に活動する銀行に対する資本規制の国際合意」である「バーゼルⅢ」⁴（以下、「当初のバーゼルⅢ」）の米国内実施は、図表1のようなタイムラインで公布されている。

図表1 「当初のバーゼルⅢ」：米国内実施のタイムライン

公布時期	項目
2013年7月	自己資本比率（売却可能有価証券の含み損益反映 ^(※) ）
2013年7月	レバレッジ比率
2014年9月	流動性カバレッジ比率（LCR：Liquidity Coverage Ratio）

(※) 売却可能有価証券（available-for-sale securities）の含み損益を、貸借対照表資本の部の「その他の包括利益累計額（AOCI：Accumulated Other Comprehensive Income）」として、自己資本比率計算の分子（自己資本）に反映することをいう。

（出所）FRB資料を参考に大和総研作成

この「当初のバーゼルⅢ」の米国内実施が、現行の米国大手銀行に対する資本規制のベースに相当する。

「当初のバーゼルⅢ」の米国内実施は、もともと、「総資産2,500億ドル以上又は国外エクスポージャー額⁵100億ドル以上の金融機関」を対象としており、現在に至るまでその「大枠」は維持されている。

(2) 前共和党政権下での規制緩和

前共和党政権下にあった2019年10月、FRB・FDIC・OCCは共同で、米国大手銀行に対する資本規制を一部緩和している（以下、「2019年規制緩和」）⁶。

2019年規制緩和における主要な変更点は、次の①から③のとおりである。

① 「大手銀行」の定義と、その細分化

2019年規制緩和は、大前提として、「大手銀行」の定義を明確化している。

それは、「総資産1,000億ドル以上の金融機関」⁷である。これ以降、総資産1,000億ドル未満

⁴ バーゼルⅢの詳細は、[大和総研・金本悠希のレポートやコラム](#)を参照されたい。

⁵ オンバランスシートのものに限定される（以後同様）。

⁶ FRBウェブサイト参照

<https://www.federalreserve.gov/newsevents/pressreleases/bcreg20191010a.htm>

⁷ 銀行持株会社の場合、その預金取扱銀行子会社が包含される。

の金融機関は、「地方銀行」と位置付けられている⁸。

そして、2019年規制緩和は、この「大手銀行」を、四つの区分に細分化している（図表2参照）。

図表2 2019年規制緩和：「大手銀行」の四区分

カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ	カテゴリーⅢ	カテゴリーⅣ
グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）	<ul style="list-style-type: none"> ● 総資産7,000億ドル以上の金融機関 or ● 海外事業規模が750億ドル以上の金融機関 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総資産2,500億ドル以上（7,000億ドル未満）の金融機関 or ● ノンバンク部門の資産、短期の市場性資金、又はオフバランスシートのエクスポージャーが750億ドル以上の金融機関 	総資産1,000億ドル以上（2,500億ドル未満）の金融機関

（注）金融機関が銀行持株会社の場合、「カテゴリーⅠ」から「カテゴリーⅣ」には、それぞれの金融機関の銀行持株会社が包含される。

（出所）FRB資料を参考に大和総研作成

② 自己資本比率、「AOCI オプトアウト」の適用範囲を拡大

「当初のバーゼルⅢ」の米国内実施のうち、自己資本比率にあつては、売却可能有価証券（available-for-sale securities）の含み損益を、貸借対照表資本の部の「その他の包括利益累計額（AOCI：Accumulated Other Comprehensive Income）」として、自己資本比率計算の分子（自己資本）に反映すること（以下、「AOCI カウント」）が求められる。

前述のとおり、「当初のバーゼルⅢ」の米国内実施は、もともと、「総資産2,500億ドル以上又は国外エクスポージャー額100億ドル以上の金融機関」を対象としており、これに該当しない金融機関はAOCI カウントの不適用（以下、「AOCI オプトアウト」）が認められていた。

ここでいう「総資産2,500億ドル以上又は国外エクスポージャー額100億ドル以上の金融機関」は、2019年規制緩和の区分でいうと、概ね、「カテゴリーⅢ」（図表2参照）に該当する。

2019年規制緩和は、その「カテゴリーⅢ」に対して、AOCI オプトアウトを認めた。これは、事実上、AOCI オプトアウトの適用範囲を拡大している（図表3参照）。

図表3 2019年規制緩和：自己資本比率、「AOCI オプトアウト」の適用範囲拡大

	カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ	カテゴリーⅢ	カテゴリーⅣ
自己資本比率	AOCI カウント（バーゼルⅢ）	AOCI カウント（バーゼルⅢ）	AOCI オプトアウト ←New!	AOCI オプトアウト

（出所）FRB資料を参考に大和総研作成

⁸ この「地方銀行」は、「総資産100億ドル未満」の‘Community Bank’と、「総資産100億ドル以上1,000億ドル未満」の‘Regional Bank’を包含する。

③ LCR の緩和

「当初のバーゼルⅢ」では、銀行の流動性リスク管理の短期的な強靱性を高めることを目的として、流動性カバレッジ比率（LCR：Liquidity Coverage Ratio）を導入している⁹。

「当初のバーゼルⅢ」は、ストレス下でも市場から流動性を調達することができる高品質の流動資産（適格流動資産）を、短期間の厳しいストレス下におけるネット資金流出額（30日間のストレス期間に必要となる流動性）以上に保有することを求めている（図表4参照）。

図表4 当初のバーゼルⅢ：LCRの基準の概要

LCR =	$\frac{\text{適格流動資産}}{\text{30日間のストレス期間に必要な流動性}}$	≥ 100%
-------	---	--------

（出所）金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅢテキストの公表等について」（2011年1月）

前述のとおり、「当初のバーゼルⅢ」の米国内実施は、もともと、「総資産2,500億ドル以上又は国外エクスポージャー額100億ドル以上の金融機関」を対象としており、これに該当しない「総資産500億ドル以上（2,500億ドル未満）の金融機関」に対しては「米国独自の簡易的なLCR」が適用されていた。

ここでいう「米国独自の簡易的なLCR」とは、LCRの分母のストレス期間を、「30日間」から「21日間」に短縮することにより、「当初のバーゼルⅢ」の米国内実施に比してネット資金流出額を70%に圧縮させるものである。

2019年規制緩和は、「カテゴリーⅣ」のうち、「短期市場性調達（STWF：Short-Term Wholesale Funding）が500億ドル未満の金融機関」に対して、従来適用されていた「米国独自の簡易的なLCR」の遵守を免除した（図表5参照）¹⁰。

また、2019年規制緩和は、「カテゴリーⅢ」のうち、「STWFが750億ドル未満の金融機関」に対して、「15%低減」を認めた（図表5参照）。

ここでいう「15%低減」とは、クリアすべきLCRの比率を「100%」から「85%」に低下させるものである。

図表5 2019年規制緩和：LCRの緩和

	カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ	カテゴリーⅢ	カテゴリーⅣ
LCR	緩和なし （バーゼルⅢ）	緩和なし （バーゼルⅢ）	STWF（※）が750億ドル未満： 15%低減 ←New！ STWF（※）が750億ドル以上： 緩和なし（バーゼルⅢ）	STWF（※）が500億ドル未満： 免除 ←New！ STWF（※）が500億ドル以上： 米国独自の簡易的なLCR

（※）STWF：Short-Term Wholesale Funding（短期市場性調達）

（出所）FRB資料を参考に大和総研作成

⁹ LCRの概要については、[拙稿大和総研レポート『流動性カバレッジ比率』とは？（2015年1月23日）](#)も併せて参照されたい。

¹⁰ 併せて、「総資産500億ドル以上（1,000億ドル未満）の金融機関」についても、従来適用されていた「米国独自の簡易的なLCR」の遵守が免除されている。

3. 現民主党政権下での資本規制強化の提案

現民主党政権下の2023年7月、FRB・FDIC・OCCは共同で、米国大手銀行に対する資本規制強化に係る公開草案（以下、「公開草案」）を公表している¹¹。

公開草案は、2017年12月に合意されたバーゼルⅢの最終化（以下、「バーゼルⅢ最終化」）¹²の米国内実施に係る提案であるとともに、2023年3月の米国地方銀行の破綻騒ぎ¹³を踏まえた規制強化に係る提案でもある。

公開草案の適用範囲は、図表6のように提案されている。

図表6 公開草案の適用範囲

	カテゴリⅠ	カテゴリⅡ	カテゴリⅢ	カテゴリⅣ
自己資本比率	AOCI カウント (バーゼルⅢ最終化)	AOCI カウント (バーゼルⅢ最終化)	AOCI カウント (バーゼルⅢ最終化) ←New!	AOCI カウント (バーゼルⅢ最終化) ←New!
レバレッジ比率	緩和なし (バーゼルⅢ最終化)	緩和なし (バーゼルⅢ最終化)	緩和なし (バーゼルⅢ最終化)	緩和なし (バーゼルⅢ最終化) ←New!

(注) 公開草案では、流動性カバレッジ比率 (LCR) については言及されていない。

(出所) FRB 資料を参考に大和総研作成

図表6からわかる通り、公開草案では、「自己資本比率 (AOCI カウント)」及び「レバレッジ比率」¹⁴の適用範囲を、「カテゴリⅣ」を含むすべての大手銀行に拡大する旨提案している。

2023年3月に破綻した、Silicon Valley Bank (SVB) 及び Signature Bank は、いずれも「カテゴリⅣ」の金融機関であった¹⁵。そのため、こうしたバーゼルⅢの適用範囲拡大が、破綻騒ぎを踏まえた規制強化の提案に相当する。

もともと、公開草案が、2023年3月の破綻騒ぎを踏まえた規制強化の提案として適切であるか否かについては、議論の余地があるものとする¹⁶。

なお、公開草案は、2025年7月からの段階的实施、2028年7月からの完全実施を想定している。

¹¹ 脚注3参照

¹² バーゼルⅢ最終化の詳細は、[大和総研・金本悠希のレポートやコラム](#)を参照されたい。

¹³ 2023年3月の米国地方銀行の破綻騒ぎの詳細については、[大和総研レポート「米国経済見通し 米銀行破綻をどうみるか」](#) (矢作大祐、2023年3月22日) を参照されたい。

¹⁴ レバレッジ比率の概要については、[拙稿大和総研レポート『レバレッジ比率』とは？](#) (2014年12月8日) を参照されたい。

¹⁵ FDIC データ (2022年末時点) によると、SVBの総資産は約2,090億ドル、Signature Bankの総資産は約1,104億ドルであった。

¹⁶ SVB及びSignature Bankの破綻と公開草案の関係性については、[拙稿大和総研レポート「米国大手銀行に対する資本規制強化の行方」](#) (2024年3月28日) を参照されたい。

4. 米国大統領選挙が資本規制強化の動向に与え得る影響はいかに

それでは、米国大統領選挙の結果は、公開草案の動向にどのような影響を与え得るだろうか。現民主党政権が維持される場合と、共和党政権が誕生する場合とに分けて、考察する。

(1) 現民主党政権が維持される場合

現民主党政権が維持される場合であっても、内外からの批判に鑑み、公開草案が現在の内容のまま最終化され、2025年7月から適用開始（段階的实施）されるのかどうかは、極めて不透明な状況となっている。

FRB スタッフの試算によると、公開草案がそのまま適用された場合、対象となる金融機関のリスクアセット（自己資本比率計算の分母）を20%増加させるという¹⁷。

このリスクアセットの増加幅は、大手銀行全体の平均であり、その事業内容によって個別の金融機関への影響度は異なるだろう。FRBの想定ではより大きな影響を受けるであろう¹⁸社の最大手金融機関¹⁹は、一様に、公開草案の内容に反対の意を示している²⁰。

また、FRB理事のMichelle W. Bowman氏は、公開草案が小規模事業者の借入コスト上昇をもたらし、米国経済に著しいダメージを与えるであろうことから、大幅な見直しが不可欠であると警鐘を鳴らしている²¹。

こうした状況を受けて、FRB議長のJerome H. Powell氏は、2024年3月上旬に受けた米国議会下院金融サービス委員会でのヒアリングにて、公開草案について、「広範かつ重要な」(broad and material) 変更を加えたいうえで再度提案する可能性に言及している²²。

そのため、現民主党政権が維持される場合であっても、公開草案の内容が緩和される可能性が高い。一つ考えられるのは、少なくとも「カテゴリーIV」については、自己資本比率の「AOCI オプトアウト」を引き続き認める、という変更である（図表6参照）。

(2) 共和党政権が誕生する場合

共和党政権が誕生する場合は、いたってシンプルであり、公開草案を廃棄にし、2019年規制

¹⁷ FRB ウェブサイト参照 (<https://www.federalreserve.gov/newsevents/speech/bowman20240117a.htm>)

¹⁸ FRB ウェブサイト参照

(<https://www.federalreserve.gov/aboutthefed/boardmeetings/gsib-memo-20230727.pdf>)

¹⁹ 2023年12月末時点で「カテゴリーI」(図表2参照)に区分される、JP Morgan Chase、Bank of America、Wells Fargo、Citigroup、Goldman Sachs、Bank of New York Mellon、State Street、Morgan Stanleyの8社をいう。

²⁰ 2023年12月6日に開催された米国議会上院銀行・住宅・都市問題委員会のヒアリング資料参照

(<https://www.banking.senate.gov/hearings/11/29/2023/annual-oversight-of-wall-street-firms>)

²¹ 脚注17参照

²² 2024年3月6日に開催された米国議会下院金融サービス委員会のヒアリング参照

(<https://financialservices.house.gov/calendar/eventsingle.aspx?EventID=409159>)

緩和に基づく現行規制を維持する可能性が高い。

現に、前述の米国議会下院金融サービス委員会に際して、共和党委員は、公開草案を廃案にするように要請している²³。

5. 米国大統領選挙の結果如何に関わらず残る課題

米国大統領選挙の結果如何に関わらず、規制当局として克服すべき課題がある。それは、2023年3月の米国地方銀行の破綻騒ぎのような事態の再発防止である。

公開草案では、LCRについては言及していない。しかしながら、Signature BankがSVBの破綻を受けた取り付け騒ぎであったという間に流動性が枯渇したことから、少なくとも「カテゴリーIV」については引き続き「米国独自の簡易的なLCR」の遵守を求めるべきである。

また、公開草案では、銀行勘定の金利リスク（IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book）についても言及していない。しかしながら、SVBが、大量に保有していた満期保有目的債券（米国債、政府保証住宅ローン担保証券）が金利上昇により含み損を抱えた結果、急激な預金流出の憂き目にあったことから、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が定めるIRRBBを「規制として」導入し、少なくとも「カテゴリーIV」まではその遵守を求めるべきである²⁴。

2025年以降、これらの課題がアジェンダに挙がるかどうか、留意することを忘れないようにしたい。

以上

²³ 米国議会下院金融サービス委員会ウェブサイト参照

(<https://financialservices.house.gov/news/documentsingle.aspx?DocumentID=409172>)

²⁴ 米国におけるIRRBBの取扱いについては、脚注16の大和総研レポートを参照されたい。